○国土交通省告示第千三百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年十一月十九日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県八潮市八潮一丁目二十七番地一　独立行政法人都市再生機構埼玉常磐開発事務所現地事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千三百五十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	牧之原市静谷字源間山九六七番六から同市静谷字孫右エ門前山九〇一番四まで	平成二十二年十一月十八日十五時

○国土交通省告示第千三百五十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	小浜市岡津六六号姥ヶ谷一四番二から同市岡津六六号姥ヶ谷一八番二まで	平成二十二年十一月十九日六時

○国土交通省告示第千三百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を平成十一年建設省告示第千三百二十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市上三依字尾頭山国有林

一〇七林班　よ小班　一号及び二号

い$_2$小班　四十一号から四十三号まで

い$_1$小班　四十四号から四十八号まで

イ$_1$小班　四十九号

か$_2$小班　五十号から五十二号まで

か$_1$小班　五十三号、五十四号、六十一号及び六十二号

か$_3$小班　五十五号から六十号まで

か$_4$小班　六十三号から六十七号まで

字尾頭山

八六三番一九三　三号から六号まで

八六三番一九四　七号から十号まで

八六三番二二　十一号から十四号まで

八六三番二四　十五号から十八号まで

八六三番二六　十九号及び二十号

八六三番二八　二十一号及び二十二号

八六三番三〇　二十三号

八六三番三二　二十四号及び二十五号

八六三番二四　二十六号

八六三番三六　二十七号

八六三番三八　二十八号

八六三番四〇　二十九号

八六三番四二　三十号及び三十一号

八六三番四四　三十二号

八六三番四六　三十三号

八六三番四八　三十四号から三十六号まで

八六三番一三六　三十七号

八六三番五八　三十八号及び三十九号

八六三番五九　四十号

○国土交通省告示第千三百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田茂沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第百九十三号で指定した同号十二に掲げる土地の区域を除く。）

栃木県日光市芹沢

字アカジミ	二七三番	一号及び十九号
字田ノ沢	四五〇番	二号
	四五一番	三号から八号まで
字上ノ平	二二六番一	九号から十八号まで

○国土交通省告示第千三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

栃木県日光市芹沢

字アカジミ	二七三番	一号及び十九号
字田ノ沢	四五〇番	二号
	四五一番	三号から八号まで
字上ノ平	二二六番一	九号から十八号まで

○四国地方整備局告示第百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十二年十一月十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社愛媛建築住宅センター

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	白石　俊彦
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年九月二十二日